

従業者証明書作成について

作成例

様式第八号（第十七条関係） 表

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"> <div style="position: absolute; top: -10px; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%);">← 2.4cm →</div> <div style="position: absolute; right: -10px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">3.0cm ↓</div> <div style="position: absolute; bottom: -10px; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%);">← 2.4cm →</div> <div style="position: absolute; top: 50%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%);">写真</div> </div> <p style="text-align: center;">(H24年10月撮影)</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">従業者証明書</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">従業者氏名</td> <td>従業者証明書番号 121001</td> </tr> <tr> <td>業務に従事する</td> <td>神田 一郎(1985年 1月 28 日生)</td> </tr> <tr> <td>事務所の名称及び所在地</td> <td>(株)ビジネス不動産 千代田区神田須田町〇-〇-〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">この者は、宅地建物取引業者の従業者であることを証明します。</td> </tr> <tr> <td>証明書有効期間</td> <td>2012年 10月 22 日から 2016年 10月 21 日まで</td> </tr> <tr> <td>免許証番号</td> <td>国土交通大臣 知事 (5) 第 567890 号</td> </tr> <tr> <td>商号又は名称</td> <td>(株)ビジネス不動産</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地 代表者氏名</td> <td>千代田区神田須田町〇-〇-〇 ビジネス 太郎 </td> </tr> </table>	従業者証明書		従業者氏名	従業者証明書番号 121001	業務に従事する	神田 一郎(1985年 1月 28 日生)	事務所の名称及び所在地	(株)ビジネス不動産 千代田区神田須田町〇-〇-〇	この者は、宅地建物取引業者の従業者であることを証明します。		証明書有効期間	2012年 10月 22 日から 2016年 10月 21 日まで	免許証番号	国土交通大臣 知事 (5) 第 567890 号	商号又は名称	(株)ビジネス不動産	主たる事務所の所在地 代表者氏名	千代田区神田須田町〇-〇-〇 ビジネス 太郎
従業者証明書																			
従業者氏名	従業者証明書番号 121001																		
業務に従事する	神田 一郎(1985年 1月 28 日生)																		
事務所の名称及び所在地	(株)ビジネス不動産 千代田区神田須田町〇-〇-〇																		
この者は、宅地建物取引業者の従業者であることを証明します。																			
証明書有効期間	2012年 10月 22 日から 2016年 10月 21 日まで																		
免許証番号	国土交通大臣 知事 (5) 第 567890 号																		
商号又は名称	(株)ビジネス不動産																		
主たる事務所の所在地 代表者氏名	千代田区神田須田町〇-〇-〇 ビジネス 太郎																		

8.547cm以上8.572cm以下

5.392cm以上5.403cm以下

裏

備考

宅地建物取引業法抜すい
第48条 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。
2 従業者は、取引の関係者の請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。

各項目に記入漏れ、印章、写真貼付忘れがないようにしてください。

備考

- 1 従業者証明書番号の付し方は、次の方法によること。
 - (1) 第1けた及び第2けたには、当該従業者が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下2けたを記載するものとする。
 - (2) 第3けた及び第4けたには、当該従業者が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が1月から9月までである場合においては、第3けたは0とし、第4けたにその月を記載するものとする。
 - (3) 第5けた以下には、従業者ごとに、重複がないように付した番号を記載するものとする。
- 2 業務に従事する事務所に変更があったときは、裏面に変更後の内容を記入し、事務所の長の印を押印すること。
- 3 従業者の現住所等必要な事項がある場合には、裏面に記入すること。
- 4 用紙の色彩は青色以外とすること。
- 5 証明書の有効期間は5年以下とすること。